

一般競争入札を次のとおり行うので、砥部町契約規則（平成 17 年規則第 50 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 3 月 26 日

砥部町長 佐川秀紀

記

1 入札に付する工事名及び工事場所等

- (1) 工 事 名 砥部分校教育寮（仮称）新築工事
- (2) 工 事 場 所 伊予郡砥部町五本松 2 番地 1
- (3) 工 事 概 要
- ・用途地域 都市計画区域外
 - ・敷地面積 2,049.23 m² (620.98 坪)
 - ・主要用途 寄宿舎（宿舎・食堂・多目的ホール）
 - ・構造規模 鉄骨造 2 階建
 - ・建築面積 1,020.66 m²
 - ・延床面積 1,527.51 m² (1 階 905.11 m²、2 階 622.40 m²)
 - ・駐車場 7 台、駐輪場 10 台
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から令和 7 年 3 月 15 日まで
- (5) 予 定 価 格 ¥ 7 4 0, 0 0 0, 0 0 0 - (消費税及び地方消費税の額を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格及び施工条件

構成員 2 者の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、構成員に必要な資格要件は次のとおりとする。

(1) 共同企業体の構成員の全てに必要な要件

- ア 砥部町入札参加有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。
- イ 建築工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- ウ 砥部町入札参加業者資格審査規程（平成 18 年告示第 95 号。以下「審査規程」という。）第 4 条第 1 項の規定による令和 5 年度の「建築一式工事」の等級が「A」であること。
- エ 次の設計業者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- 新企画設計 株式会社
松山市南高井町 1990 番地 8
- オ 各構成員の出資比率が 30%以上であること。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- キ この告示日から落札者の決定までの間において、本町から指名停止を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者または再生手続をなされていない者であること。ただし再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があった場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

コ その他資格審査において不相当と認められない者。

(2) 共同企業体の代表者に必要な要件

ア 愛媛県中予地域内に本店を有するものであること。

イ 構成員のうち出資比率が最大であること。

ウ 過去10年以内（基準日：本公告日）に元請として、1件の請負金額が2億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績（工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限り、実績金額は出資割合で按分後の金額とする。また、施工実績については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下、「CORINS」という。）に登録されたものに限る。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 過去10年以内(基準日：本公告日)に元請として、1件の請負金額が2億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事（工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。）で、監理技術者として施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限り、実績金額は出資割合で按分後の金額とする。また、施工実績については、CORINSに登録されたものに限る。

(イ) 建設業の種類で建築の業務が可能な監理技術者資格者証を有する者であること。なお、監理技術者講習の修了を確認できること。

(ウ) 公告日3ヶ月以前から恒常的な雇用関係があること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な要件

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 愛媛県中予地域内に本店を有するものであること。

(ア) 過去 10 年以内(基準日：本公告日)に元請として、1 件の請負金額が 1 億 2 千万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績(工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。)を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものに限り、実績金額は出資割合で按分後の金額とする。また、施工実績については、CORINS に登録されたものに限る。

(イ) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

- ① 過去 10 年以内(基準日：本公告日)に元請として、1 件の請負金額が 1 億 2 千万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績(工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。)で、監理技術者又は主任技術者として施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものに限り、実績金額は出資割合で按分後の金額とする。また、施工実績については、CORINS に登録されたものに限る。
- ② 建築工事の主任技術者となり得る国家資格等を有する者。
- ③ 公告日 3 ヶ月以前から恒常的な雇用関係があること。

イ 砥部町内に本店を有するものであること。

(ア) 過去 10 年以内(基準日：本公告日)に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績(工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。)を有すること。また、施工実績については、CORINS に登録されたものに限る。

(イ) 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。

- ① 過去 10 年以内(基準日：本公告日)に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築、増築又は改築工事の施工実績(工事が完成したもので、国、地方公共団体その他公共団体発注工事に限る。)で、監理技術者又は主任技術者として施工した実績があること。
- ② 建築工事の主任技術者となり得る国家資格等を有する者。
- ③ 公告日 3 ヶ月以前から恒常的な雇用関係があること。

3 入札参加資格の申請

(1) 入札に参加を希望する者は、電子証明書(ICカード)を取得し、砥部町電子入札実施要領(平成 28 年 8 月 30 日制定)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)への利用者登録を完了したうえで、次の申請書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式第 1 号)

イ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第 2 号)

ウ 使用電子証明書届（様式第3号）

エ 入札参加資格審査資料（様式第4号及び第5号）

オ エの添付書類

カ 会社更生法（平成14年法律154号）または旧法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の写し

(2) 申請書類の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

申請書類は、電子入札システムにより提出すること。

イ 提出期間

令和6年3月27日から令和6年4月11日までの電子入札システム稼働時間中（ただし、最終日は16時まで）。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

(3) 提出場所

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内1392番地 TEL 089-909-4670

4 入札参加資格審査結果通知

令和6年4月16日までに電子入札システムにより通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由の説明請求及び回答

(1) 理由の説明請求（書面（様式自由）を提出すること。）

ア 提出期間

令和6年4月17日から令和6年4月19日までの執務時間内（ただし、最終日は16時まで）

イ 提出場所

砥部町企画財政課契約資産係 砥部町宮内1392番地 TEL 089-909-4670

ウ 提出方法

持参による。郵送及び電送によるものは受け付けない。

(2) 理由の回答

令和6年4月22日までに、請求した者に対し書面で回答する。

6 設計図書等（閲覧、質問、回答）

(1) 設計図書等の閲覧

令和6年3月26日から令和6年4月23日まで、えひめ電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載する。

(2) 設計図書等に対する質問がある場合は、質問事項を記載した書面（様式第6号）を次により提出すること。

ア 書面の提出期間

令和6年3月27日から令和6年4月11日までの執務時間内（ただし、最終日は16時まで）

イ 提出場所

砥部町総務課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-962-6110
FAX : 089-962-4277 E-mail : 021keiyaku@town.tobe.ehime.jp

※令和 6 年 4 月 1 日以降の提出先

砥部町企画財政課契約資産係 TEL 089-909-4760

(※FAX・メールアドレスの変更はありません。)

ウ 提出方法

持参、郵送または電送 (FAX、メール) によるものとする。

※電送による場合は、電話にて着信を確認すること。

(3) 質問に対する回答

令和 6 年 4 月 15 日までに、質問した者に対し書面で回答する。

7 現場説明 実施しない。

8 入札

(1) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ番号を入力の上、提出すること。

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

工事費内訳書については、設計図書にある「大内訳」と同項目で金額等を明らかにしたものであること。(参考様式参照)

(3) 提出期限

令和 6 年 4 月 18 日から令和 6 年 4 月 23 日までの電子入札システム稼働時間中 (ただし、最終日は 16 時まで) とする。

9 開札

(1) 日時

令和 6 年 4 月 24 日 (水) 9 時 30 分から

(2) 場所

砥部町役場 2 階大会議室 伊予郡砥部町宮内 1392 番地

(3) くじ

落札となるべき金額を入札した者が複数ある場合は、電子くじにより落札者を決定する。

10 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。

(2) 入札回数は、1 回とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の 100 分の 10 以上を納付するものとする。

イ 金融機関または保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。

ウ 履行保険契約の締結を行い、または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、納付を免除する。

1.2 契約書は、落札者が作成するものとする。

1.3 調査基準価格

本件は、低入札価格調査制度対象工事であるため、調査基準価格を下回った入札があった場合には、落札決定を保留し、その入札金額で当該工事の履行が可能かどうかを調査した上、後日落札決定を行う。 砥部町低入札価格調査要領（平成 26 年告示第 12 号）参照

1.4 支払条件

(1) 前金払

請負金額の 4 割以内とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

当該契約の 2 割を超えない範囲で、既にした前金払に追加してすることができる。 砥部町公共工事中間前金払事務取扱要領（平成 25 年告示第 30 号）参照

(3) 部分払

砥部町契約規則第 49 条に基づき行う。

※中間前金払と部分払は選択制とする。その他、砥部町契約規則等の規程参照

1.5 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は、無効とする。その他、砥部町契約規則その他、公表している要綱等による。

1.6 契約の成立

本工事に係る請負契約は、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 17 年条例第 51 号）に基づく砥部町議会の議決を得たときに成立する。

1.7 問い合わせ先

砥部町役場総務課契約資産係 砥部町宮内 1392 番地 TEL 089-962-6110

※令和 6 年 4 月 1 日以降は企画財政課契約資産係 TEL 089-909-4670

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 砥部分校教育寮(仮称)新築工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和____年____月____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用す

るものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外 1 社は、上記のとおり _____ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

構 成 員 住 所 _____
(代表者) 商号又は名称 _____
 代 表 者 氏 名 _____ 印

構 成 員 住 所 _____
 商号又は名称 _____
 代 表 者 氏 名 _____ 印

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
(一般競争入札：JV用)

令和 年 月 日

砥部町長 佐川秀紀 様

共同企業体の事務所の所在地 _____
共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

構成員 住 所 _____
(代表者) 商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電話番号 _____

令和6年3月26日付で入札告示のありました砥部分校教育寮（仮称）新築工事の入札に参加いたしたく、今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため _____ を代表者とする _____ 特定建設工事共同企業体を結成いたしましたので、参加資格について次の資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、次の権限を、 _____ 特定建設工事共同企業体代表者に委任します。

- (ア) 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- (イ) 工事請負契約に関する一切の権限
- (ウ) 工事請負代金及び前払金並びに部分払の請求・受領に関する一切の権限
- (エ) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (オ) その他工事の施工に関し、諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種	出資割合 (%)
代表者					
構成員					

1. 工事の入札、見積、請負契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑

印 鑑

(様式第3号)

使用電子証明書届
(特定建設工事共同企業体用)

令和 年 月 日

(提出先) 砥部町長

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

届出者 代表者 電子入札利用者登録番号 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 _____

構成員 電子入札利用者登録番号 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 _____

電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用する電子証明書を、共同企業体の代表者が利用者登録したものとすることを届け出ます。

なお、当該電子証明書を使用して共同企業体名で提出された全ての情報は、共同企業体構成員全員の意志に基づき提出したものととして取り扱ってください。

※共同企業体構成員の連名で届出してください。

(様式第4号)

入札参加資格審査資料
(施工実績)

会社名： _____

工事 経験	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 から 年 月
	受注形態等	(出資比率 %)
工事概要等		

(注)

- 1 受注形態等については、「単体」、「共同企業体」のいずれかを記入し、共同企業体の場合は出資比率を記入すること。
- 2 工事経験を証明するものとして、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による登録内容確認書(工事カルテ)の写しを添付すること。

(様式第5号)

入札参加資格審査資料
(配置予定の技術者の資格・工事経験)

会社名： _____

技術者の氏名		
法令による免許		
工事 経験	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 から 年 月
	従事役職	
工事概要等		

(注)

- 1 法令による免許については、当該資格を証する書類（写し）を添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付し、加えて、監理技術者講習の修了が確認できること。
- 2 工事経験については、他の会社などで従事していた経験を含みます。
- 3 従事役職については、「主任技術者」、「監理技術者」の該当する方を記入すること。
- 4 在籍証明または在籍の確認ができるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- 5 工事経験を証明するものとして、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による登録内容確認書(工事カルテ)の写しを添付すること。但し、様式4の工事实績と同じ場合は、省略することができる。

(様式第6号)

質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

砥部町長 佐川秀紀 様

住 所
共同企業体名
代 表 者
T E L

このことについて、下記のとおり質問します。

(工事名) 砥部分校教育寮(仮称)新築工事

質問事項

回 答